

学童クラブ登録申請について（はじめに）

2025年度登録申請を進めるにあたり、まずは下記の準備を行ってください。

準備していただくこと

- メールアドレスが必要となります。
Gmailやyahooメール等のフリーメールを推奨しております。
キャリアメール（ドコモやソフトバンクのメール）を使用される場合は、
@web-sakura.jpからのメールが届くように設定をお願いします。
- 継続申請の家庭は、「保護者アプリ」のIDとパスワードも必要となります。

■ ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

学童クラブの登録申請を進めるためのリンク元については、京都市のホームページ「京都市情報館」と京都市の児童館のホームページ「京都市の児童館」からも申請サイトに進むことができます。



京都市情報館からも申請サイトに進むことができます。

京都市の児童館・・・トップページに掲載 (<http://kyo-yancha.ne.jp>)

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

2025年度の学童クラブ登録申請のリンクをクリックすると、下記の「学童クラブ登録申請サイトについて」に移動します。そちらの注意事項などを確認していただき、利用を希望する児童館・学童保育所がある行政区を選択してください。

令和7年度学童クラブ登録申請サイトについて

令和5年度から京都市の学童クラブ登録申請は原則としてインターネットで行っていただくことになりました(一部の施設を除く)。下記の①～③の注意事項を確認していただき、各施設への申請を進めてください。

- ① · · · · ·
- ② · · · · ·
- ③ · · · · ·

サンプル

こちらの行政区を選んで
クリックすると次に進みます。

北区|上京区|左京区|中京区|東山区|山科区|下京区|南区 **右京区**|西京区|伏見区

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

続いては、行政区の児童館・学童保育所の一覧が出てきますので、そちらから御希望の施設の登録をクリックしてください。

施設名	施設種別	所在地	電話番号	地図		施設ホームページ	登録申請サイト
京都市太秦児童館	児童館	京都市右京区太秦桂ヶ原町9-1	075-871-0075			(URL)	
	児童館分室					(URL)	
○○○	学童保育所	○○区○○○○○	Xxx-xxxx			(URL)	

利用する施設を選んでこちらをクリック

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

下記のページへと移動しますので、こちらにメールアドレスを入力してメール登録を行ってください。

京都市児童館学童連盟(専用データベース)アカウント登録
Account Registration

メールが受信できるメールアドレスをご入力してください。
送信ボタンをクリックすると、申請の案内メールを送信しますので内容に従って申請手続きを行ってください。

メールアドレス

メールアドレス(確認用)

こちらをクリック



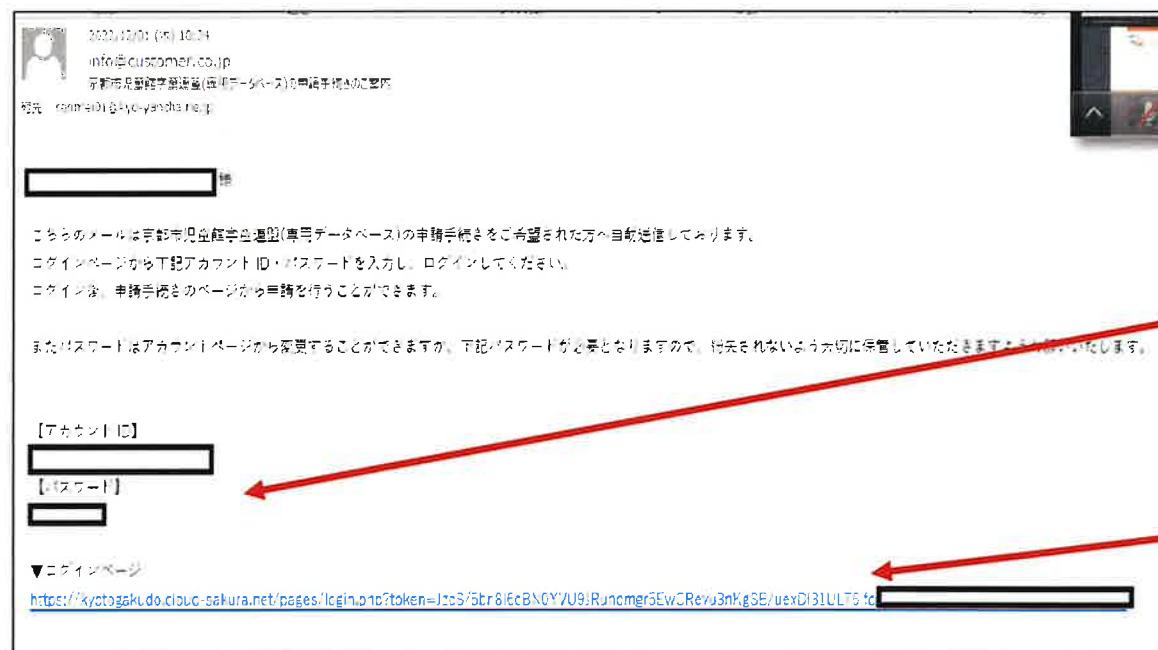
メールアドレスを入力し、「送信」をクリックすると、入力したメールアドレスに返信メールが届きます。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

入力したメールアドレスに下記のようなメールが送られてきます。こちらに記載のアカウントIDとパスワードをログインページで使用します。忘れずにメモをするなどして保管してください。その後、ログインページへのURLをクリックしてください。



学童クラブ登録申請用のIDと
パスワードになります。大切
に保管してください。

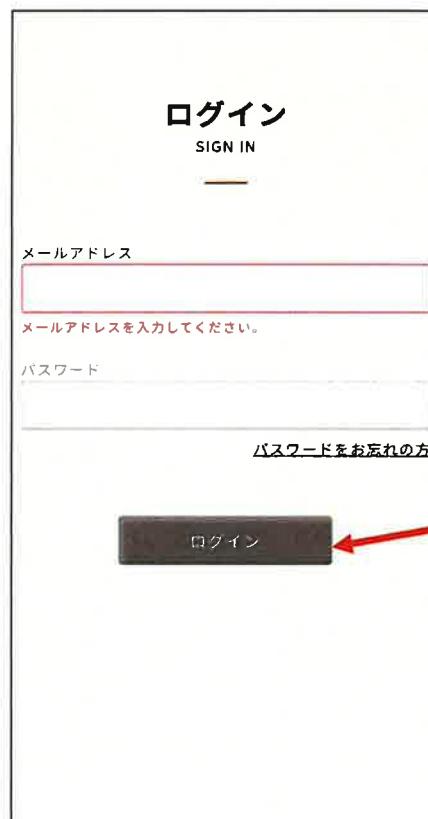
こちらのURLから進んでく
ださい。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

下記のページへと移動しますので、メールアドレス、パスワードを入力していただき、ログインをクリックしてください。



先ほどのメールに記載のID（メールアドレス）と、パスワードを使用します。

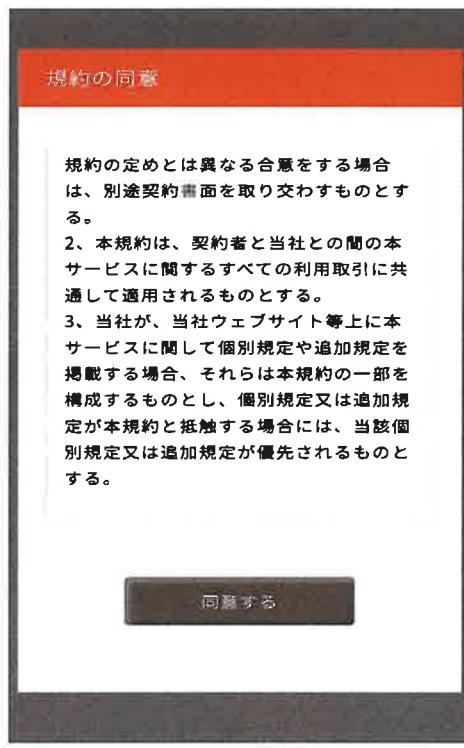
こちらをクリック

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

学童クラブの登録申請サイトへの規約の画面となりますので、内容に承諾いただいたら、同意するをクリックして次のページへ進んでください。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

下記の画面に移動したら、「2025年度利用申請登録」をクリックして進みます。

※ 兄弟等で違う施設を御利用予定のときは、施設コードが必要となりますので、施設に問い合わせ、どこの施設を利用予定かお知らせください。それから、「他の学童クラブへ申し込む」をクリックしてください。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

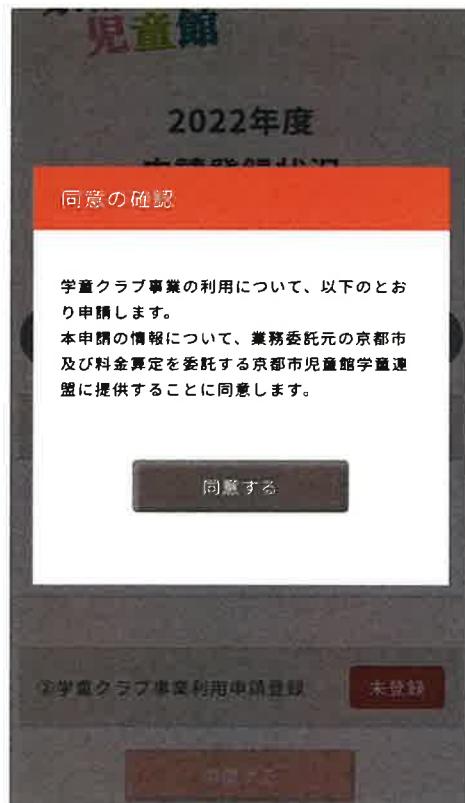
下記のように画面が出てきますので、初めて御利用になる方は「**新規申請**」を、現在太秦児童館に在籍し、引き続き御利用になる方は「**継続申請**」をクリックします。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

新規

「新規申請」の場合は下記のように文章が出てきますので、内容に承諾い
ただいたら、同意するをクリックしてください。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

「申請登録状況」の画面に移りますので、順番に学童クラブの登録申請に必要な情報を入力していただきます。



入力途中でやめても、また続きから入力することができます。
画面を閉じて再度入力する場合は、申請手続の御案内メールから再度ID、パスワードを入力し、進めていただくことで何度でも再開できます。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続 新規

下記の①～③までを順番にクリックしながら進み、申請するをクリックすることで施設へ申請内容を送信することとなります。

※ ①から順番に進まないと次の項目へ進むことができません。

①就労証明書の準備等

同居家族が就労されている場合は就労証明書をダウンロードしてください。

②学童クラブ事業利用申請登録

作成中

学童クラブ事業利用申請に必要な事項をご記入下さい。

③減免申請の有無

未申請

まず初めに学童クラブ事業利用申請をご登録した後、減免申請の有無をご登録ください。

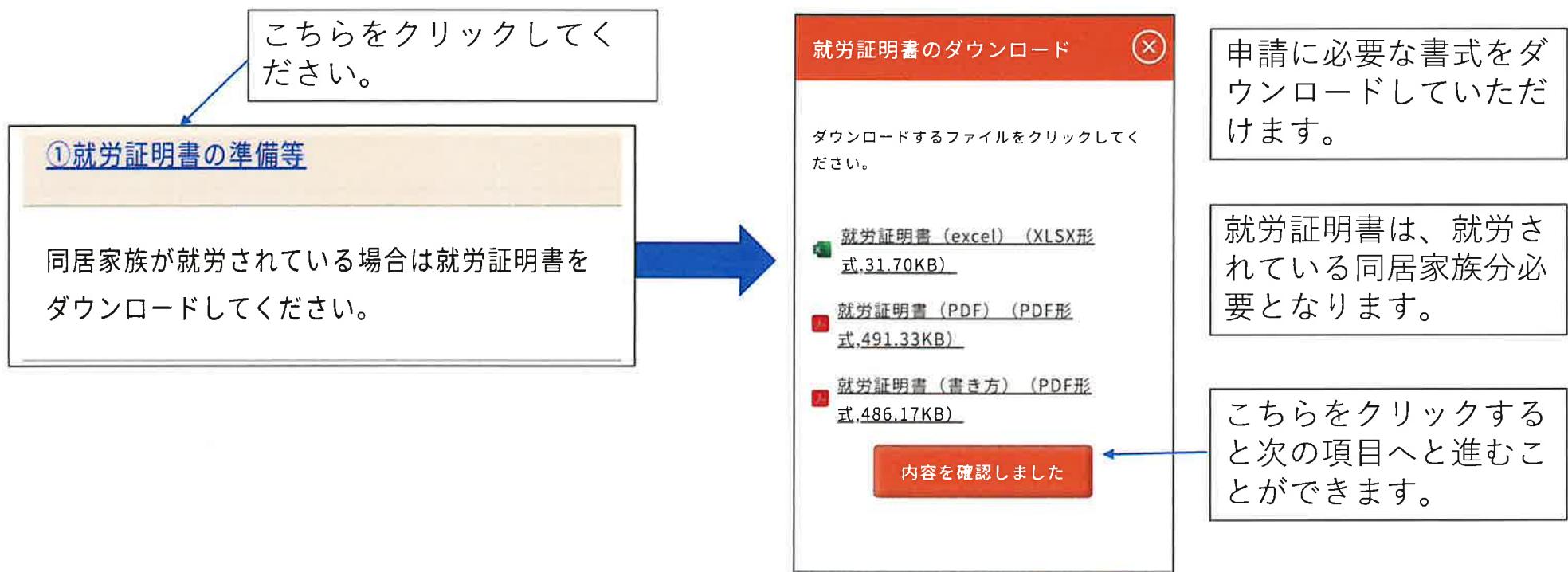
申請する

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

①「就労証明書の準備等」については、必要とする書式をダウンロードして、最後に「内容を確認しました」をクリックすると次の項目へ進むことができます。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

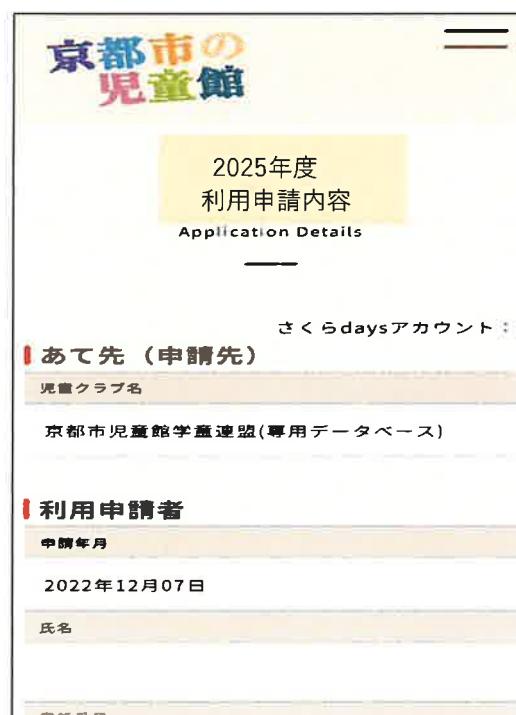
新規

②「学童クラブ事業利用申請登録」については、申請者や利用希望児童、家族の状況等についての情報を入力していただきます。

こちらをクリックしてください。

②学童クラブ事業利用申請登録 作成中

学童クラブ事業利用申請に必要な事項をご記入下さい。



ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

画面スクロールすることで、それぞれの項目を入力する画面になりますので、「編集する」をクリックして、それぞれの入力を進めてください。

利用希望児童

利用希望児童が未入力です。

編集する

同居家族

同居家族が未入力です。

編集する

三 ○ <

| 同居家族

同居家族が未入力です。

編集する

| 就労証明書

就労証明書の提出方法

ファイルの添付

編集する

戻る

就労証明書を添付選択してください。

入力が終了したら、戻る
をクリックして、③に進
みます。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

申請者情報については、必須項目を必ず入力していただくこと、申請の理由がその他の場合は、申請理由詳細に記述していただくことが必要になります。

申請者情報の入力
Enter Applicant Information

*は必須項目です。

氏名*
 姓
 名
氏名を入力してください。

氏名(ひらがな)*
 せい
 めい
氏名(ひらがな)を入力してください。

電話番号*
 123 - 456 - 789

市区町村*
 京都市

丁目番地・建物名
 南区小学校

申請の理由*
 保護者就労のため その他

申請理由詳細

戻る **保存する**

入力を終えたら、保存するを押して、入力情報を保存してください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

利用を希望する児童についてはアレルギーや特記事項など、利用希望の児童について施設に伝える必要があることを忘れずに記載してください。

※次年度学童を利用しない兄弟の名前が記載されている場合は、利用状況を「利用中止」に変更してください。

利用を希望する児童
Children Who Wish To Use The Service

*は必須項目です。

1人目

氏名*

姓 名

氏名(ひらがな)*

姓(ひらがな) 名(ひらがな)

利用状況

新規 継続 利用中止

戻る 保存する



□ くるみ □ こま

さけ さば

鶏肉 バナナ

豚肉 まつたけ

もも やまいも

りんご

特記事項

□

児童を追加する

戻る 保存する



特記事項の欄には、事前に伝え
ておきたい事項があればお書き
下さい。（発達や生活面に不安
がある場合や小学校に支援シ
ートを提出された場合など）

2人目の利用希望の児童の
入力は、こちらの「児童
を追加する」をクリック
して入力を進めてください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

同居家族についての記載は申請者本人も含めて、同一住居でお住いの人を全員記載してください。例）兄、祖母、従妹（学童クラブに登録希望の児童は除く）

同居家族
Family Living Together

1人目

*は必須項目です。

申請本人

氏名*

姓
名

氏名(ひらがな)*
せい
めい

利用児童から見た続柄*

続柄を選択してください

生年月日*

年 月 日

勤務先又は学校名称*

勤務先又は学校の電話番号*

075 - 123 - 567

+ 同居を追加する

戻る 保存する

同居家族の人数分、日中に児童の保育を行えないことが分かる書類（就労証明書、診断書等）が必要になります。
(家族が学生の場合及び、高齢の場合を除く)

※万が一web上の不具合により就労証明が求められた場合は、「保育ができないことが分かる資料をご選択ください。」
就労証明書は添付してください。

同居家族を追加する場合はこちらをクリック。

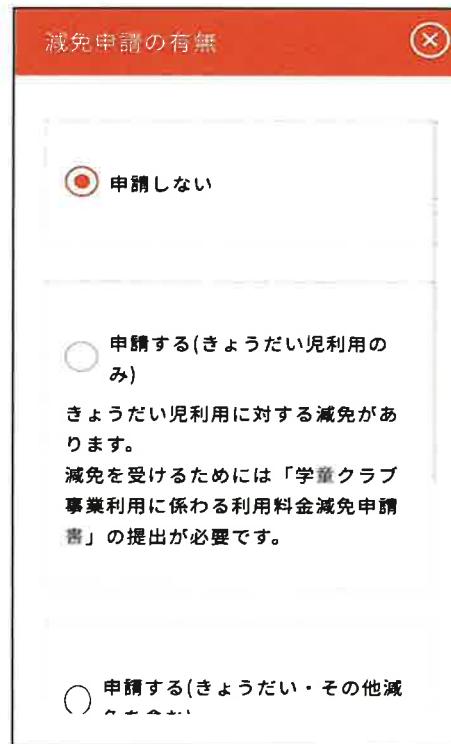
入力が終了したら、戻るをクリックして、③に進みます。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

③「減免申請の有無」については、各家庭で該当する項目をチェックしてください。減免を「申請しない」と「申請する（きょうだい児利用のみ）」については、項目をチェックします。



「申請しない」と、「申請する（きょうだい児利用のみ）」については、チェックするだけとなります。
※この場合は、減免申請の提出は不要です。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

③「申請する（きょうだい・その他減免を含む）」については、項目をチェックすると、申請書のダウンロードと、減免の内容等の詳細がわかる説明がダウンロードできる画面となります。→説明会時にお配りします。



※ 「申請する（きょうだい・その他減免を含む）」場合、「学童クラブ事業利用に係る利用料金减免申請書」及び挙証資料を施設へ簡易書留での郵送もしくは、直接持参してください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

入力などが終わりましたら、「申請する」をクリックすると、施設にデータが送信され、施設からの申請受付メールが届きます。

②学童クラブ事業利用申請登録 作成開始

学童クラブ事業利用申請に必要な事項をご記入下さい。

③減免をご希望の方 未申請

まず初めに学童クラブ事業利用申請をご登録した後、減免申請の有無をご登録ください。

ここをクリック 申請する

三 ○ <

受付メール

○○児童館学童クラブへの登録申請を受け付けました。

学童クラブで○○様の申請内容を確認させていただきます。
補足で情報をいただきたい場合はメールに連絡を差し上げます。

…
(その他案内文 略)
…

<https://gakudo.cloud-sakura.net/applicate/child?54589>

○○学童クラブ

〒X X X = X X X X

京都府野○○○○

TEL 075-999-9999京都市北区大宮西

記載のURLにアクセスすると、申請した内容の照会が可能です。

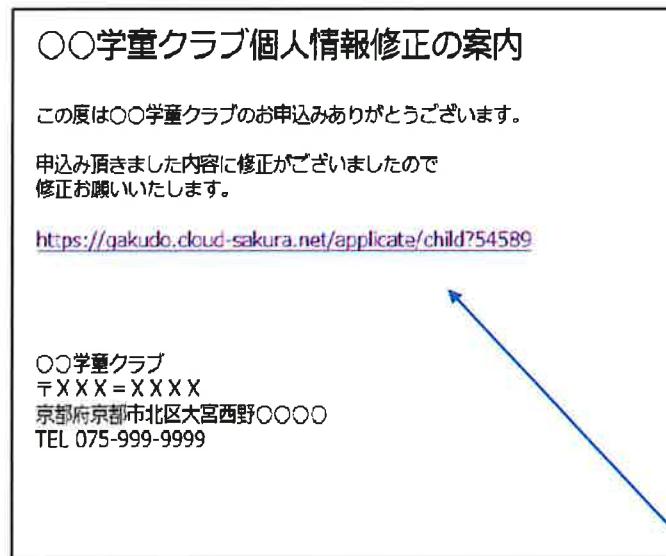
ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

申請に不備があった時には、下記のようなメールが届きますので修正して再度申請を行ってください。

サンプルメール



The screenshot shows a web-based application form titled 'Personal Information Correction'. It includes fields for 'Name' (既存登録情報), 'Address' (既存登録情報), 'Phone Number' (既存登録情報), 'Age' (既存登録情報), 'Gender' (既存登録情報), 'Child ID' (既存登録情報), 'Parental Consent' (既存登録情報), and 'Other Information' (既存登録情報). A pink highlight box surrounds the 'Name' field, indicating it is the field being corrected.

記載のURLにアクセスすると、上記のように修正箇所に色がついています。修正をして再度、申請を行ってください。

ウェブ上からの学童クラブ登録申請の手順について

継続

新規

申請の手続が一通り終わり、来年度の登録が決まると内定通知書が届きます。その文面に、今後の予定など実際に利用を開始するまでに必要なことも書いてありますので確認をお願いします。

○○○○ 様

○○児童館学童クラブへの登録申請が承認されましたので、令和7年度学童クラブの利用許可を
内定します。

正式な決定通知は、利用料金のお知らせとともに4月以降にお届けしますが、本内定通知を
もって、4月1日からの学童クラブ利用が認められたものと御理解ください。

なお、新規利用者を対象に、○月○日○○時から○○時の予定で入会説明会を実施いたします。
当学童クラブの利用のしかた、用意していただくこと等について具体的な説明と御質問を受ける
機会になりますので、必ず御参加くださるようお願いいたします。

御質問等は本メールへの返信、または下記電話番号までお願いいたします。

○○児童館学童クラブ

〒X X X = X X X X

京都府京都市北区大宮西野○○○○ TEL 075-999-9999